

# 役員報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人多度津福祉会

(令和元年6月20日一部改正後の規程)

## 報 酬 に 関 す る 規 程

(目 的)

第1条 多度津福祉会定款第8条、第21条及び第23条の規定により、**評議員、役員、顧問の報酬の規定、評議員選任・解任委員会規程による評議員選任・解任委員及び苦情解決事業運営規程による苦情解決第三者委員**（以下「苦情解決委員」という。）の報酬の額並びに支給方法を定める事を目的とする。

(報 酬)

第2条 **評議員一人当りの報酬総額は、年間5万円以内とする。**

**2 全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。**

**3 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。**

**4 理事長の報酬月額は、10万円とする。**

(2) **業務執行理事の報酬月額は、月額8万円とする。**

(3) 報酬は、理事長又は業務執行理事に選任された日からその職を離れた日（即日後任者が選任された場合は、その前日）までの報酬を日割計算により支給する。

**5 役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席したとき、及び監事が定例又は臨時に法人或いは施設の監査を実施したときは、報酬として1人に付1万円を支給する**

**6 評議員選任・解任委員が、評議委員選任・解任委員会規程第11条の職務を行ったとき、報酬として1人に付4千円を支給する。ただし、同規程第2条の事務局員が職員と兼務しているときは支給しない。**

**7 役員及び評議員が工事入札・事務引継ぎ及び国又は県の指導監査等に立会したとき、或いは法人・施設の運営協議会等に出席したとき、更に苦情解決委員が、施設において苦情解決事業運営規程第4条第3項の職務を行ったとき、報酬として1人に付4千円を支給する。**

**8 役員・顧問・評議員又は苦情解決委員が県内で当該職務の研修等に出席又は参加した時は、報酬として1人に付4千円を支給する。ただし、当該研修等に出席又は参加したことにより旅費規程の日当が支給されたときは、当該旅費日当の額を控除した額を支給する。**

**9 前第7項及び第8項の報酬は、役員若しくは評議員と苦情解決委員を兼務しているときの支給は、いずれか一方のみを支給する。**

**10 理事会及び評議員会の承認を得ることにより役員賠償責任保険料を別途支給することができる。**

**11 理事長及び業務執行理事の報酬は前第4項の月額報酬及び前10項の役員賠償責任保険料のみを支給する。ただし、多度津福祉会理事・監事及び評議員の選任規程第3条第1項第4号により選任された業務執行理事には月額報酬は支給しない。**

(報酬の支給日)

第3条 理事長及び業務執行理事の報酬は、毎月職員の給与支給日に支給し、役員等の報酬は、出席又は実施後、10日以内に現金で支給する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長がこれを定める。

附 則

この規程は平成4年5月27日より施行する。

附 則

この規程は平成12年12月18日改正、平成13年1月1日より施行する。

附 則

この規程は平成13年5月31日改正、平成13年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月27日改正し、第2条第2項から第5項までの規程は平成14年3月1日から適用し、同条第1項の規定は平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成17年9月30日改正、平成17年10月1日より施行する。

附 則

この規程は平成18年3月20日改正、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この規程は平成23年12月9日改正し施行する。

附 則

この規程は平成28年12月16日改正し、平成29年1月1日から施行する。

附則

この規程は令和元年6月20日改正、平成29年6月8日より適用する。